

令和7年度島田市デジタルプロモーション業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度島田市デジタルプロモーション業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、デジタルプロモーションを通じ本市の魅力を積極的に発信し、東京都内での出店（※）の告知並びに本市への誘客促進、移住関心層への本市の認知度向上、及び市産品の販売拡大等とあわせて関係人口の創出・拡大を図ることを目的としたもの。

※東京都内での出店の概要

- ・ 出店期間：令和7年9月5日（金）～令和7年10月5日（日）（予定）
- ・ 出店場所：下北沢エリア
- ・ 出展内容：緑茶に関連した飲食物、地場産品、市内での観光プログラムの販売等

4 業務概要

受託者は、本市が開設している公式YouTubeチャンネル、SNS（Instagram、Facebook、X）、移住定住ポータルサイト住んでご島田等で使用できるクリエイティブの制作及びそのクリエイティブを活用し、ターゲットに応じた広告配信並びに全体の運営管理を行う。

【ターゲット】

○対象地域：①東京都内での出店に係る広告配信

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

②その他の広告配信

首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県）、愛知県、大阪府を中心に配信すること。

○対象年齢：20代～40代をメインターゲットとし、配信すること。

5 業務内容

(1) クリエイティブの制作

- ・ 目的や配信媒体、ターゲットに応じた動画や画像などトンマナを設定し、制作すること。

- ・内容は、次に掲げるものとする。
 - ア 東京都内での出店の来店または来客促進が図られるもの
 - イ 本市への移住及び来訪の意欲並びにふるさと納税等を含む地域製品の購買意欲を喚起するもの
 - ウ 本市の認知度向上効果が図られるもの
- ・制作にあたっては、原則、新規に制作するものとするが、市が保有する動画や画像等を編集し、制作することも可能とする。ただし、移住定住ポータルサイト住んでご島田のクリエイティブ動画は新たに制作すること。
- ・業務期間を通してクリエイティブを固定するのではなく、期間を区切ってPDCAサイクルを効果的に回し、運用すること。

※島田市保有の動画については、以下URL先のYouTubeチャンネルより確認可能

○Shimada City JAPAN

(<https://www.youtube.com/channel/UCnF1xkXyzsKv4L2qA95fEGQ/videos>)

○Shimada City

(<https://www.youtube.com/@ShimadaCity>)

○住んでご島田

(https://www.youtube.com/channel/UCvfZ54aLCwN_sfpV36BIRoQ/featured)

(2) 広告配信業務

制作した動画や画像等を活用し、広告配信すること。

ア 広告媒体

- ・広告媒体は、対象市場及びターゲットへの到達度の高いものを選択することとし、目的に応じた最適な配信方法を配信回数を目安とともに提案し、本市と協議の上、決定する。
- ・公式YoutubeチャンネルやSNS（Instagram、Facebook、X）等を活用し、ターゲットに応じた広告配信を行うこと。
- ・広告媒体は、複数利用も可能とする。

※広告媒体として使えるアカウントは下記とする

○Youtube(Shimada City JAPAN)

(<https://www.youtube.com/channel/UCnF1xkXyzsKv4L2qA95fEGQ/videos>)

○Youtube(住んでご島田)

(https://www.youtube.com/channel/UCvfZ54aLCwN_sfpV36BIRoQ/featured)

○Instagram(島田市【公式】)

(https://www.instagram.com/shimadacity_shizuoka_official/)

○Instagram(住んでご島田)

(<https://www.instagram.com/ijushimada/>)

○Facebook(島田市役所)
(https://www.facebook.com/shimadacity?_rdr)

○X(島田市【公式】)
(<https://x.com/ShimadaCity>)

イ 誘導先 (LP)

誘導先としては、下記サイトを想定しているが、具体的な内容については本市と協議の上、決定すること。

- ・「市公式ウェブサイト」 <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/>
- ・「旅する大井川」 <https://oi-river-trip.com/>
- ・「住んでご島田」 <https://iju-shimada.jp/>
- ・「島田市ふるさと納税特設サイト」 <https://furusato-shimada.jp/>
- ・「島田市緑茶化計画」 <http://shimadagreenci-tea.jp/>

ウ KPI・目標等

- ・本市の認知度の向上を図る上で、目的別に最適な指標を設定し、目標KPIとして相応しいものを設定すること。
- ・本事業における広告配信の目標となる項目等を設定すること。
- ・設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・誘導先 (LP) サイト内で設定した項目に関しては、市の指定したGA4上で目標設定を行い、数値を計測すること

エ 広告配信時期

- ・広告配信時期については、本業務委託期間内において継続的に広告効果の最大化が図られるよう配信計画を提案し、本市と協議の上、決定する。

オ その他

- ・見込み客リスト (リマーケティングリスト) を蓄積し、必要があれば分析に使用するタグの連携設定等を適切に行うこと。
- ・WEBサイト上でデータ蓄積のためのタグを設置する際は、本市の指定するGoogleタグマネージャーを活用すること。その際、タグマネージャーの設定は受託者が実施すること。

(3) 効果測定及び報告業務

- ・業務状況をモニタリングし、状況に応じた的確かつスピード感を持って対応すること。

- ・定期的に本市とミーティングを開催し、進捗状況等について共有するとともに、発展性を持って業務の効果検証を実施し、事業の改善策について随時提案を行うこと。なお、ミーティングの開催方法は対面・オンライン問わず、頻度については本市と協議の上決定する。
- ・広告配信やWebサイト閲覧等について、広告の表示回数、広告クリック数、Webサイト等の閲覧回数、CV数、CPC、CPA、Cost等の費用、閲覧者・視聴者の属性（性別、年齢、地域、特性等）等を分析しながら、定期的かつ本市の求めに応じて報告するとともに、必要に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を本市と協議の上、実施すること。
- ・本業務以後もデジタルプロモーションを行うことを念頭に、各媒体には可能な限り「リマーケティング（またはリターゲティング）タグ」を設定することとし、アクセス者の分析を行うための「見込み客リスト」を蓄積すること。
- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

6 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、本市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本仕様書の他、独自提案がある場合は提案書に含めることとする。
- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本市に移転すること。
- ・納品動画、画像に関する著作権肖像権等の権利は本市に帰属するよう整理すること。
- ・受託者は、本市が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・契約金額のうち5割以上を広告配信費用として充てること。
- ・契約金額のうち、移住定住ポータルサイト住んでご島田のクリエイティブ動画の制作に1,000,000円（税込）を充てるため、その他の費用と区分を明確にし、実施・報告すること。
- ・本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについては、島田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）を遵守しなければならない。
- ・本市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告

を求めることができる。

7 成果品

(1) 提出物

- ・事業完了報告書（A4判）【電子データ（PDF）】
- ・分析結果報告書【電子データ（PDF）】
- ・制作した動画や画像の電子データ

(2) 提出先

島田市 市長戦略部 広報プロモーション課

(3) 提出期限

令和8年3月31日

8 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本市と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- ・業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- ・各業務に係る編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・各種アカウント作成時には、本市の承認を得ること。
- ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。
- ・本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、本市が承諾した場合はこの限りでない。